

様式第 2 号（第 8 条関係）

利根町パブリックコメント実施結果表

1．パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称		利根町耐震改修促進計画（案）	
意見等募集期間		令和6年7月12日（金）から令和6年8月13日（火）まで	
意見等提出者数及び整理番号		1名（NO. 1～NO. 5）	
意見等提出件数		5件	
2．意見等の概要と実施機関の考え方			
NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要 （原文のまま掲載しております。）	・意見等に対する実施機関の考え方 ・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1	P. 21（2）	P21（2） 1）～3）の記述が曖昧のような。診断士の紹介もしてほしい。	今後の具体的な方針や施策を決めていく中で、内容に幅を持たせるためこのような記述としております。また、診断士につきましては、県のホームページに掲載されている「木造住宅耐震診断士について」を参照してください。

2	計画全体	耐震診断の料金補助を(築年数によっては無料に)	今回のご意見につきましては、補助の内容等を検討する際の参考とさせていただきます。
3	計画全体	1995 年の阪神・淡路大震災後の 2000 年に新耐震基準が見直されたことから、対象建築物を昭和 56 年以前ではなく、平成 12 年(2000 年 5 月 31 日)以前に変更してほしい。(昭和 56 年以前と昭和 57 年～平成 12 年 6 月 1 日以降の建築物とでは、助成金に差があってもやむをえず。)旧耐震、新耐震という大まかなくくりではなくて、2000 年基準を導入してほしい。	過去の大地震の際には、昭和 56 年 6 月以前(旧耐震基準)に建築された木造住宅に多くの被害が見られたことから、今後大地震が起きた際にも、旧耐震基準の建物に多くの被害が出るのが想定されます。本計画は上位計画である茨城県耐震改修促進計画(以降、県計画)を基にして作成しており、県計画では、『建築基準法の耐震基準は昭和 56 年(1981 年)6 月に大幅に見直されているが、過去の大地震において、見直し以前の耐震基準に基づき建てられた建物に被害が多く見られたことから、この基準を「旧耐震基準」と呼称している。一方、見直し後の耐震基準を「新耐震基準」と呼称している。』という記載があることから、上位計画との整合性をはかるために同様の基準としております。 しかしながら、熊本地震以降、2000 年基準の住宅にも倒壊の危険性があると言われていることから、耐震基準に関しては、今後も上位計画との整合性を取りながら、状況に応じて適宜見直しをしていきたいと考えております。
4	計画全体	鉄骨アパートに関しても同様の対応をしてほしい。	本計画では、構造に限らず全ての建築物の耐震性向上を目標としておりますが、過去の大地震の際には、昭和 56 年 6 月以前(旧耐震基準)に建築された木造住宅に多くの被害が見られたことから、今後、大地震が起きた際にも旧耐震基準の建物に多くの被害が出るのが想定されます。そのため、本計画ではまずは旧耐震基準の木造住宅を優先的に考えております。対象建築物については、今後も、上位計画との整合性を図りながら適宜見直しをしていきたいと考えております。

5	計画全体	金額は近隣市町村と大差なきように。	補助の内容等は近隣市町村を参考にしながら決めていく予定です。
---	------	-------------------	--------------------------------